

郵便送金業務に関する約定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	1 約定の成立経緯	一
(1)	(1) 背景	一
(2)	(2) 経緯	一
2	2 約定締結の意義	一
3	3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	4 早期国会承認が求められる理由	一
二	二 約定の内容	二
1	1 総則	二
2	2 一般原則及び業務の質	二
3	3 電子データ交換に関する原則	二
4	4 郵便送金指図の処理	二
5	5 調査請求及び責任	二
6	6 財務関係	二
7	7 経過規定及び最終規定	三
三	三 主要変更点	三
四	四 約定の実施のための国内措置	三
(参 考)	(参 考)	四

一 概説

1 約定の成立経緯

(1) 背景

万国郵便連合（以下「連合」という。）においては、郵便送金の分野における制度を規律する文書として、郵便為替業務を規律する約定、郵便小切手業務を規律する約定、代金引換郵便物に関する業務を規律する約定等が作成されてきたが、平成十一年（千九百九十九年）に郵便送金業務に関する約定（以下「約定」という。）が、これらの国際郵便送金に関する全ての業務を規律する目的でこれらの約定に代わる新たな文書として作成された。

(2) 経緯

現行の約定は、平成二十年（二千八年）にジュネーブで開催された第二十四回大会議において作成され、平成二十二年（二千十年）一月一日に効力を生じたものであるが、平成二十四年（二千十二年）九月二十四日からドーハで開催された第二十五回大会議において、国際郵便送金業務全般につき見直しが行われた結果、現行の約定に代わる新たな約定が同年十月十一日に採択された。

2 約定締結の意義

この約定は、郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものである。我が国がこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するために極めて重要である。

3 約定の締結により我が国が負うこととなる義務

我が国は、この約定を締結することにより、この約定の対象となっている業務のうち他の締約国との間で合意するものを、この約定の規定に従って実施する義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

この約定は、平成二十六年（二千十四年）一月一日に効力を生ずることとなっており、これに伴い現行の約定は効力を失うこととなつていところ、国際郵便送金業務を実施するための法的根拠を確保し、国民の円滑な経済活動を確保するとの観点から、この約定を早期に締結する必要がある。

二 約定の内容

この約定は、前文、本文二十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 総則（第一部第一章）

- (1) この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している（第一条）。
- (2) この約定において使用される用語を定義している（第二条）。
- (3) 加盟国は、郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を連合に通報する旨規定している（第三条）。
- (4) 加盟国及び指定された事業体の役割を規定している（第四条及び第五条）。
- (5) 資金の所屬、資金洗浄等に係る犯罪への対処、秘密性及び個人情報情報の利用並びに技術的中立性（郵便送金業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）について規定している（第六条から第九条まで）。

2 一般原則及び業務の質（第一部第二章）

ネットワークを通じた利用の容易さの確保、資金の分離、郵便送金指図の実施、料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及び業務の質について規定している。

3 電子データ交換に関する原則（第一部第三章）

相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、電子データ交換の安全性の確保等について規定している。

4 郵便送金指図の処理（第二部第一章）

郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件についてはこの約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資金の引渡し、限度額及び払戻しについて規定している。

5 調査請求及び責任（第二部第二章）

調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。

6 財務関係（第二部第三章）

会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。

7 経過規定及び最終規定（第三部）

留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

三 主要変更点

個人情報利用に関する規定を整備した（第八条）。

四 約定の実施のための国内措置

この約定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

1 作成 平成二十四年十月十一日 ドーハにおいて作成

2 効力発生 平成二十六年一月一日

3 署名国 百十六箇国

アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベナン、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボヴェルデ、チャド、チリ、中華人民共和国、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、フランス、ガボン、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラオス、ラトビア、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マダガスカル、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ネパール、オランダ領アルバ、キュラソー及びセント・マーチン（*）、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、サンマリノ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スワジランド、スイス、タイ、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バチカン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成二十五年七月一日現在 なし